

施 運 第 9 5 1 号
平成30年3月20日

各総合振興局（振興局）
保健環境部社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長
障がい者保健福祉課長

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い
について

このことについて、平成29年度からのA型事業所における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについては、平成29年6月8日付け施運第263号により通知し、その後、平成30年3月6日付け施運第892号により、平成30年3月2日付け障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下、「平成30年通知」という。）を送付しておりましたが、この度、経営改善計画書について、道としての取扱いを次のとおりとしましたので、貴管内市町村（指定都市及び中核市除く）及び各事業者に周知の上、適切に運用していただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 指定就労継続支援A型における経営改善計画書の取扱いについて
- (2) 市町村あて通知文
- (3) 事業者あて通知文
（別紙様式2-3 指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書と結果
別紙様式2-4 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等の結果を添付）

2 留意事項

各事業者への指導に関する指導に関する取扱いについては、別添「指定就労継続支援A型における経営改善計画書の取扱いについて」のとおりとし、具体的な事業者への指示については、次のとおりとしてください。

- (1) 経営改善計画書を提出している事業所に対しては、計画始期から1年経過した後に、その実行状況と経営改善状況を確認してください。

その際、送付資料(3)の別紙様式2-3、別紙2-4及び就労支援事業別事業活動明細書等の必要な書類を提出させた上で確認を行ってください。

次年度も経営改善計画書の作成を指示する場合、原則、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるよう指導してください。

※ 経営改善計画書の計画期間と決算の時期にずれがある場合は、前年の会計書類とともに、直近の会計書類を提出させた上で確認してください。

※ 経営改善計画書の始期が、事業所毎に異なることから、経営改善計画期間の管理に留意すること。

- (2) これまで経営改善計画書の提出の必要のなかった事業所や平成29年度中に新規指定を受けた事業所が直近の決算書上で、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上とならなかった場合は、自ら経営改善計画書を提出するよう指導願います。
- (3) 平成30年通知4に記載された様式1について、毎年3月末、9月末時点の状況を各事業所から集約の上、それぞれ4月中旬、10月中旬までに提出願います。
- (4) 経営改善計画書を提出した事業所に対して、当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう引き続き指導願います。
- また、事業所のホームページにおいて、当該経営改善計画書等を公表した場合には、速やかに公表した日付けを当課まで連絡願います。

〔 事業指導グループ 〕
〔 社会参加グループ 〕

指定就労継続支援A型事業所における経営改善計画書の取扱いについて

平成30年3月20日
施設運営指導課事業指導G

平成29年4月1日に改正施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第192条第2項（以下「指定基準」という。）では、指定就労継続支援A型事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う金額の総額以上となるようにしなければならないこととされ、その具体的な取扱いについて示された「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日、障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成29年通知」という。）に基づき、指定基準を満たしていない事業者に対し、経営改善計画書（以下「計画書」という。）の提出を求めたところですが、先般、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い」（平成30年3月2日付け、障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成30年通知」という。）により、計画書を作成させることができる要件等が追加されました。

つきましては、計画書の作成等による就労継続支援A型事業所指導の取扱いについて、次のとおり整理したので、適切な運用をお願いします。

記

I 取扱いに係るフロー図

別紙 就労継続支援A型事業所の経営改善計画書の作成等のフロー図のとおり

II 指導における取扱い

1 指定基準に従った適切な事業を行っていることが確認されている事業者

直近の決算時期で、指定基準を満たさなくなった場合、すみやかに、経営改善計画書を提出させてください。（各総合振興局（振興局）から各事業所への当課の通知文を送付の際、各総合振興局（振興局）から各事業所への通知へも記載ください）

また、定例の实地指導で運営状況を確認し、指定基準違反が確認された場合は、計画書の提出を指示すること。指示に従わない場合又は平成29年6月8日付け施運第263号による就労継続支援A型事業所状況調査票の記載内容に虚偽が確認された場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じて、以降は次項2により措置すること。

2 指定基準に従った適切な運営内容を行っていないことが確認されている事業者

(1) 計画書の提出があった事業者

平成29年通知1（2）の「事業者が計画書を作成した場合」及び平成30年通知1に従って対応すること。

なお、2年間の経営改善計画の後、更なる計画書の作成をさせることができる場合は、平成30年通知の1以下のいずれかの条件を満たす場合、もしくは、条件に至らなかったやむを得ない事情や経営改善に取り組む方向性が確認された場合とする。

(基本の条件)

- ① 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ② 利用者の平均労働時間が長くなっている
- ③ 利用者に支払う賃金総額が増えている

(やむを得ない事情の例)

- ① 取引先の倒産などによる多額の未収金があれば収入額が増加して収益改善が見込まれたもの
- ② 農林水産物などの原材料が、天候不順などで著しく高騰しなければ経費が減少して収益改善が見込まれたもの

(経営改善に取り組む方向性の例)

- ① 計画書に計上されていない新たな取引先との契約により、次の計画において収益改善が認められるもの
- ② 計画書に計上されていない事業の追加や転換により、次の計画において収益改善が認められるもの

(2) 計画書の提出がない事業者

期限を定めて提出を求め、提出があった場合は上記 2 (1) に従って対応し、なお提出がない場合は監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

(3) 指定基準を満たすに至った事業者

上記の 1 に従って対応すること

3 実地指導について

(1) 平成 29 年 4 月以降に新規指定を受けた事業所については、指定後の半年経過後の実地指導で実態を確認し、指定基準違反の状態であった場合は、計画書の提出を指示すること。以降は、上記 1 及び 2 に従って対応すること。

(2) 定例の実地指導が経営改善計画期間中の事業所である場合は、計画書に基づく取組みの状況確認を行い、改善程度がわずかであったり、その過程が不透明であるなど、事業所運営に疑義が生じる場合や計画書の記載内容に虚偽がある場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

(3) 事業者からの相談を受けたり、実地指導の際に、平成 30 年度通知により、道（障がい者保健福祉課）との包括連携協定に基づき実施する授産製品販売イベントや「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」に基づき指定した法人による就労支援業務（個別経営相談、技術指導、共同受注システム、工賃向上計画策定・実現ノウハウ集等）を紹介するなどのアドバイスを行うこと。

・第 3 期指定法人

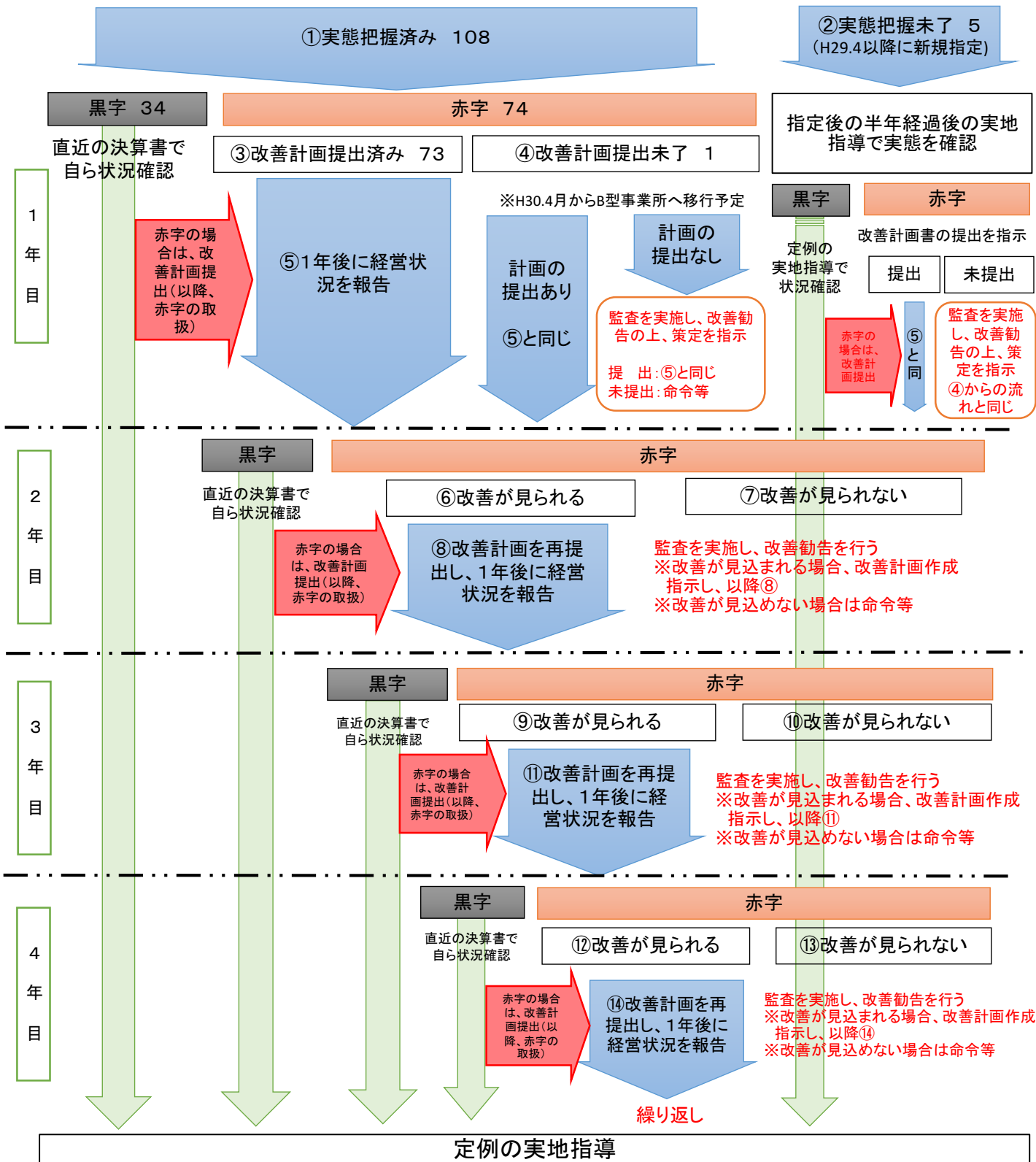
社会福祉法人北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター

住所 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目かでの 2・7

電話 011-241-3982

HP <http://www.shougai-syuurou.jp/index.php>

就労継続支援A型事業所の経営改善計画書の作成等のフロー図



① 赤字とは、生産活動に係る事業の単年度収支によるものとするが、工賃変動積立金などから補填する会計処理が確立されており、自立支援給付費による赤字補填が行われていない場合は、黒字収支として取扱う。

② 黒字とされていた事業所が、自ら確認を行い赤字となった場合は、経営改善計画書の提出をするよう指示する。

③ 定例の実地指導において、経営改善計画期間中の事業所の状況確認を行い、改善程度がわずかであったり、その過程が不透明であるなど、事業所運営に疑義が生じる場合や経営改善計画書の記載内容に虚偽がある場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

※ 黒字 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が、利用者に支払う金額以上

※ 赤字 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が、利用者に支払う金額に満たない

【指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書と結果】

事業所名称				代表者指名			
事業所所在地							
連絡先	電話番号				FAX番号		
職員数	定員	利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)				
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他				設立年月日		
改善計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 具体的改善策と結果

(詳細かつ具体的に記載すること)

(具体的改善策)	(結果)

2 計画期間を通じて実施する事業内容と結果

計画期間を通じて実施する事業内容	計画期間を通じて実施した事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)と結果

計画期間を通じて達成すべき目標収入額	計画期間を通じて達成した収入額
円	円
(積算根拠)	(主な費目)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)と結果

計画期間を通じて見込まれる経費	計画期間を通じた経費
円	円
(積算根拠)	(主な費目)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費(見込みと結果)

計画期間後の「収入－経費」(見込み)	計画期間後の「収入－経費」(結果)
円	円

6 計画期間後の利用者の総賃金額(見込みと結果)

計画期間後の支払い総賃金額(見込み)	計画期間後の支払い総賃金額(結果)
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

7 5の結果から6の結果を引いた額

8 工賃変動積立金など(7がマイナスの場合に補填できる積立金の額)

円	円
---	---

※ 8の工賃変動積立金などがある場合は、その積立額を確認できる書類を添付してください。

事業所代表者署名欄

印

※ 社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、上記5、6の計画期間後の収入と経費、総賃金額が確認できる書類を添付してください。

